

■実施方針等への質問に対する回答書の訂正（正誤表）

令和3年4月9日

No.	対象	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答	
(正)	70	実施方針	12	第3	3	(1)	ア	(カ)	-	応募者の構成	自主提案事業のうち付帯事業のみを行う者がいた場合、構成員としないことも可能でしょうか。	自主提案事業のうち付帯事業のみを行う者を構成員としないことは認めません。
(誤)	70	実施方針	12	第3	3	(1)	ア	(カ)	-	応募者の構成	自主提案事業のうち付帯事業のみを行う者がいた場合、構成員としないことも可能でしょうか。	自主提案事業のうち付帯事業のみを行う者を構成員とすることは認めません。
(正)	520	要求水準書（案）	41	第2	3	(4)	ウ	(ア)	d	給水設備	P4 1に「地下水の利用は必須とする」資料-8のP1に「地下水を新市民プールのプール水として活用すること」とありますが、「プール水への活用」とは「プール水の日常補給水の一部に地下水を利用すること」であり、その利用率は任意で、プール水以外への利用は不可と考えるよろしいでしょうか、また、プール水入れ替え時の地下水利用は地下水供給能力により、利用可能な範囲と考えるよろしいでしょうか。	ご質問のうち、「プール水以外への利用は不可と考えるよろしいでしょうか、」については、プール水以外への利用の提案を制限する考えはございません。 その他のご質問内容についてはご理解のとおりです。
(誤)	520	要求水準書（案）	41	第2	3	(4)	ウ	(ア)	d	給水設備	P4 1に「地下水の利用は必須とする」資料-8のP1に「地下水を新市民プールのプール水として活用すること」とありますが、「プール水への活用」とは「プール水の日常補給水の一部に地下水を利用すること」であり、その利用率は任意で、プール水以外への利用は不可と考えるよろしいでしょうか、また、プール水入れ替え時の地下水利用は地下水供給能力により、利用可能な範囲と考えるよろしいでしょうか。	前段、後段のご質問について、ともにご理解のとおりです。